

## 第29回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 4年10月25日(火曜日)

開催場所 標茶町役場議場

### ○議事日程

- |     |  |    |
|-----|--|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について                               |    |
| 第 2 | 会期決定について                                     |    |
| 第 3 | 会務報告   |    |
| 第 4 | 報告第 61号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係る<br>あっせん委員の指名について | 2件 |
| 第 5 | 議案第159号 農用地の賃貸借に係る合意解約について                   | 4件 |
| 第 6 | 議案第160号 現況証明願について                            | 2件 |
| 第 7 | 議案第161号 農業振興地域整備計画の変更について                    | 3件 |
| 第 8 | 議案第162号 農用地利用集積計画の作成の要請について                  | 2件 |

### ○出席委員(14名)

1番 佐藤 松喜 君	2番 舟山 珠代 君	3番 高橋 政寿 君
5番 嶋中 勝 君	6番 津野 斉 君	7番 佐瀬日出夫 君
8番 熊谷 英二 君	9番 澁谷 洋 君	10番 渡邊 裕義 君
12番 甲斐やす子 君	13番 平山 正志 君	14番 小野寺典男 君
15番 森田 享子 君	16番 佐藤 徳市 君	

### ○議事参与の制限を受けた委員(0名)

### ○欠席委員(2名)

4番 笛木 眞一 君	11番 高松 俊男 君
------------	-------------

### ○その他出席者

事務局長 村山 尚 君	振興係長 和田千春 君
農地係長 小幡 裕也 君	主任 大河原 広 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 只今から第29回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は16名、欠席0名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐藤徳市君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

1番・佐藤松喜君                      2番・舟山君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐藤徳市君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第29回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐藤徳市君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第61号

○会長（佐藤徳市君） 日程第4。報告第61号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第61号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は別紙のとおり2件となっております。

番号1

あっせん申出者、●●●● ●●●●さん

申出面積 27.4ha

指名年月日 令和4年10月6日

申出の種類 売買。

指名あっせん委員は、佐藤松喜委員、笛木委員、平山委員。

続きまして番号2

あっせん申出者 ●●●● ●●●●さん

申出面積 153.3ha

指名年月日 令和4年10月17日。

申出の種類 売買。

指名あっせん委員は舟山委員、高橋委員、澁谷委員、高松委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1から番号2まで、内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第61号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎議案第159号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。議案第159号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容4件を議題と致します。

番号1を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第159号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり4件となっております。

番号1。

賃借人、●●●● ●●●●さん。

賃貸人、●●●● ●●●●さん。

土地の表示、字オソツベツ209。

地目、登記簿、現況ともに畑。

面積、4,607㎡他61筆。合計面積は、1,247,005.30㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和2年8月3日。

契約期間、令和2年8月3日から令和7年8月2日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和4年10月11日となっております。

なお、番号1につきましては、あっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については、原案可決されました。

○お諮り致します。

番号2から番号4まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号4まで内容3件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

番号2。

賃借人、●●●● ●●●●さん。

賃貸人、●●●● ●●●●さん。

土地の表示、字虹別 6 9 2 - 9。

地目、登記簿、現況ともに 畑。

面積、51,534㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和元年 5 月 2 9 日。

契約期間、令和元年 5 月 2 9 日から令和 6 年 5 月 2 8 日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日と土地の引渡し時期は、いずれも令和 4 年 1 0 月 6 日となっております。

なお、番号 3 から番号 4 につきまして、賃借人、賃貸人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日、土地の引渡し時期が番号 2 と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号 3。

土地の表示、字虹別 5 4 7 - 1。

地目、登記簿、現況ともに 畑。

面積、46,002㎡。

契約年月日、令和元年 6 月 2 8 日。

契約期間、令和元年 6 月 2 8 日から令和 6 年 6 月 2 7 日まで。

番号 4。

土地の表示、字虹別原野 6 6 9 - 1。

地目、登記簿 牧場、現況 畑。

面積、22,759㎡他 4 筆。合計面積は、143,790㎡。

契約年月日、令和 3 年 1 月 3 1 日。

契約期間、令和 3 年 1 月 3 1 日から令和 8 年 1 月 3 0 日まで。

なお、番号 2 から番号 4 につきましては、あっせん案件でありますので、あらためての調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 2 から番号 4 まで内容 3 件については原案可決されました。

以上をもって、議案第 1 5 9 号、内容 4 件は原案可決されました。

#### ◎議案第 1 6 0 号

○会長（佐藤徳市君） 日程第 6。議案第 1 6 0 号、現況証明願について、内容 2 件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第160号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり2件となっております。

番号1。

土地の所在、字クチョロ原野北26線27-1。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

面積 21,056㎡他1筆。合計面積は、29,316㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、舟山委員、高橋委員、澁谷委員、高松委員。

調査年月日、令和4年10月3日。

なお、調査結果につきましては、澁谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 9番・澁谷君。

○9番（澁谷 洋君） 9番・澁谷です。

議案第160号、番号1について報告致します。

令和4年10月3日に舟山委員、高橋委員、高松委員と私、事務局より小幡係長、大河原主任で現地調査をまいりました。

配布資料の1ページから2ページをご覧ください。

当該地の現況は原野となっており、隣接農地とはっきり区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあられました、9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

土地の所在、字西熊牛原野西2線78-2。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、雑種地。

面積 8,096㎡他5筆、合計面積は16,234㎡。

所有者名、●●●●さん。

申請者名、●●●●さん。

調査委員は、嶋中委員、渡邊委員、森田委員。

調査年月日、令和4年10月17日。

なお、調査結果につきましては、嶋中委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中です。

議案第160号、番号2について報告致します。

令和4年10月17日に渡邊委員、森田委員と私、事務局より小幡係長で現地調査をしてまいりました。

配布資料の3ページから4ページをご覧ください。

当該地の現況は雑種地となっており、隣接農地とはっきり区分けされておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第160号、内容2件は原案可決されました。

#### ◎議案第161号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第161号、農業振興地域整備計画の変更について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君）はい。

議案第161号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字熊牛原野13線東6番地1。

現況地目、原野。

面積、48,341㎡の内14,955㎡。

事業主体、●●●●。

土地所有者は、●●●●さん。

土地選定の理由は、当該地は、計画策定当初は畑として利用されていたことから農用地区域としていたが、現在は利用されておらず、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、森田委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 15番・森田君。

○15番（森田享子君） 15番・森田です。

議案第161号、番号1について報告を致します。

10月18日に嶋中委員、渡邊委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の5ページから7ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、標茶町農業振興地域整備計画の変更の一環として、農用地区域から除外する必要性が生じたため、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

除外後は、土地所有者から植林をしたいと確認をとっております。

調査の結果、周辺農用地等への影響も軽微なことから、除外については、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題といたします。

事務局より内容説明させます。



農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君）はい。

番号2。

区分、除外。

地番、字虹別原野70線105番9。

現況地目、宅地。

面積、1,519㎡の内463.20㎡。

事業計画の名称、太陽光発電設備建設事業。

事業主体、●●●● ●●●●さん。

事業開始は、除外後。

事業の規模等、太陽電池パネル172枚。

土地所有者は、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、新たに太陽電池パネルを設置するものである。

土地選定の理由は、当該地は、地理的に送電線に容易に接続でき、日射条件もよい。周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、平山委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 13番・平山君。

○13番（平山正志君） 13番・平山です。

議案第161号、番号2について報告を致します。

10月19日に佐藤松喜委員、笛木委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の8ページから11ページに記載されていますのでご覧ください。

この案件は、●●●●さんが、太陽電池パネルを建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました13番・平山君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君）はい。

番号3。

区分、用途区分変更。

地番、字雷別113番地1。

現況地目、雑種地。

面積、96,033㎡の内2,051.65㎡。

事業計画の名称、牛舎施設建設事業。

事業主体、●●●● ●●●●さん。

事業開始は、変更後。

事業の規模等、牛舎 952.56㎡。

土地所有者は、●●●●さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農業用施設を整備するものである。

土地選定の理由は、当該地は、農業用施設の建設に営農上最適であるとともに周辺には農用地以外に代替すべき土地が無く、周辺農用地への支障も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

議案第161号、番号3について報告を致します。

10月18日に佐瀬委員、小野寺委員と私、事務局より大河原主任で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の12ページから16ページに記載されていますのでご覧いただきたいと思っております。

この案件は、茶安別で営農する●●●●さんが、牛舎施設建設を目的として、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

事業の規模については、妥当な面積であり、周辺には農用地等以外の代替地もなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあられました12番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第161号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第162号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第162号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長（和田千春君） はい。

議案第162号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字中チャンベツ95。

地目、登記簿 山林、現況 畑。

面積、170,614㎡他12筆。合計面積は、474,636㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間は、令和4年10月31日から令和14年10月30日まで。

土地の引渡時期、令和4年10月31日。

金額、無償。

支払方法、なし。

なお、番号1につきましては甲斐委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長（佐藤徳市君） 12番・甲斐君。

○12番（甲斐やす子君） 12番・甲斐です。

議案第162号、番号1について報告致します。

10月17日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は新規の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の要望により、農地を貸付するものです。

借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました12番・甲

斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長和田君。

○振興係長(和田千春君) はい。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、●●●● ●●●●さん。

利用権の設定等をする者、●●●● ●●●●さん。

土地の所在、字熊牛原野1 2線東4-2の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、4,040㎡ほか1 4筆、合計面積228,478㎡。

利用権設定等の種類、賃貸借の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和4年10月31日から令和9年10月30日まで。

土地の引渡時期、令和4年10月31日。

金額、年間717,000円。

支払方法、毎年1月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号2につきましては森田委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願いいたします。

○会長(佐藤徳市君) 15番・森田君。

○15番(森田享子君) 15番・森田です。

議案第162号、番号2について報告致します。

10月15日に現地調査を行ってまいりました。

この案件は新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の●●●●さんは、相手方の要望により、農地を貸付するものです。

借主の●●●●さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

○会長(佐藤徳市君) 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・森田君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第162号、内容2件は原案可決されました。

#### ◎閉議の宣告

○会長(佐藤 徳市君) これをもちまして、第29回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

第29回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

(午前10時27分閉会)